



庄原市監査委員告示第3号

平成24年3月5日付け庄原市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、庄原市長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成25年3月27日

庄原市監査委員 藤原公昭  
同 岡村信



平成 23 年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

市民生活課

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
<p>諸証明手数料の取り扱い 事務について</p>	<p>領収書の金額訂正について</p> <p>指定金融機関窓口へ納付した際に交付される 領収書の一定期間の保管について</p> <p>調定書作成におけるの錯誤について</p>	<p>領収書の金額訂正は不適当なので、金額訂正した領収書の交付はしないよう職員、宿日直にも徹底した。</p> <p>領収証書の様式を変更し、指定金融機関窓口へ納付した際に納付通知書兼領収証書を受け取るように改善した。証明手数料日計表を作成し、納付通知書兼領収証書と一緒に一定期間保管している。</p> <p>当月分を取りまとめた事後調定書作成の際に、月ごとにまとめて、実際の入金状況と財務会計システムの入力内容を突合していたが、現在では、日ごとに、納付済領収書と財務会計システムの入力内容の突合確認を行い、正確な調定書を作成するよう事務改善を図っている。</p>	

平成23年度監査結果報告（ 定期監査 ）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

税 務 課

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(1)平成24年度評価替えに関する鑑定評価事務について	<p>随意契約により、鑑定評価業務を民間業者へ施行させている。この契約業務の事務執行に関し、支出負担行為及び検査調書の決裁については、庄原市事務決裁及び専決規則の規定による区分に合致していなかった。いずれも、事務処理上の基本部分の誤りであり、適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>契約業務の事務処理を確認し、適正な事務執行に務めます。</p>	<p>・庄原市事務決裁及び専決規則</p>
(2)国有資産等所在市区町村交付金に関する事務について	<p>国及び都道府県等の所有する固定資産のうち、使用の状況等が民間所有のものと類似している固定資産について、固定資産税に相当する額が、所在市区町村へ交付金として交付されている。「国有資産等所在市区町村交付金及び同法施行に関する取扱について」と題する総務省通達では、「市区町村長は、固定資産の価格の通知を受けた場合においては、固定資産課税台帳に準じて、交付金算定台帳を整備し、これらを記載することが適当であること。」とされているが、交付金算定台帳は整備されていない。他団体の状況を把握、参照等する中で、交付金算定台帳の整備について検討されたい。</p>	<p>他団体を参考に平成24年度より「交付金算定台帳」の整備を行っています。</p>	<p>・国有資産等所在市区町村交付金法 ・国有資産等所在市区町村交付金及び同法施行に関する取扱について</p>

<p>(3) 個人市県民税の減免に関する事務について</p>	<p>個人市県民税の減免については、地方税法の規定により「当該市町村の条例の定めるところにより、減免することができる。」とされており、災害被害者に対する減免については、市税条例の規定を補完するため、平成 22 年 8 月に「庄原市災害による被害者に対する市税等減免規則」が整備されている。</p> <p>個人市県民税の減免の対象については、市税条例第 51 条第 1 項において、生活保護受給者、災害被害者以外でも、「生活困窮者、これに準じる者」、「学生、生徒」が定められており、生活保護受給者を含めたこれらの者についても、災害被害者分と同じように、他団体の状況、類似の規則等を参考にする中で、別途規則による減免割合等の基準の制定について検討されたい。</p>	<p>他団体の状況、類似の規則等を参考に検討します。</p>	
--------------------------------	--	--------------------------------	--

平成 23 年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

保健医療課

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(1) 病院群輪番制病院運営補助金交付事務について	<p>地域内の病院が輪番制方式により休日夜間における重症救急患者の医療を確保する事業に対する補助金である。補助金の明確性・透明性保持のために、補助金交付額の算定根拠の明文化について検討されたい。</p>	<p>当該補助金の算定根拠は、従前の県補助金の交付基準に準じたものであるが、今後、救急医療対策補助金交付要綱の一部改正による補助金交付額の算定根拠の明文化について検討する。</p>	<p>庄原市補助金交付規則 庄原市救急医療対策補助金交付要綱</p>
(2) 医療従事者育成奨学金貸付事務について	<p>申請に必要な書類が提出された際には、誤りがないか等について確実に点検されたい。また、支払事務においては、市会計規則に沿い支出負担行為の手続きをされたい。</p> <p>庄原市医療従事者育成奨学金貸付制度は、市民福祉の増進・地域医療の保全のため創設され、地域情勢の変化に対応した制度であるといえる。利用しやすい制度にすることは大切であるが、今後の制度の健全運営・適正な債権管理事務を行うため、連帯保証人を付すことが債務者の償還に対する責任を促すと共に、滞納発生の抑止に極めて大きな効果があることを再度確認されるとともに、貸付決定の判断については明確化するよう検討をされたい。</p>	<p>貸付申請書類については、受理する際に十分に内容点検に留意するとともに、支払事務においては、平成 24 年度より市会計規則に沿い支出負担行為の処理を行っている。</p> <p>連帯保証人については、貸付申請時に誓約書において生計を異にする連帯保証人 2 名を付すことを要件としており、これの審査、チェックについては、より厳正に行うよう努めている。</p> <p>貸付決定の判断については、奨学金貸付審査会で行うが、今後、書類による一次選考及び抽選又は面接選考などによる二次選考を含め、判断基準の明確化について検討する。</p>	<p>庄原市医療従事者育成奨学金貸付条例 庄原市医療従事者育成奨学金貸付条例施行規則</p>

平成23年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

社会福祉課

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
(1)生活保護返還金滞納金の整理事務について	生活保護の返還金・徴収金等の回収は容易でない状況ではあるが、公平性の観点からもより一層努められたい。そのためには、時効期間の到来が迫った債権に対して法的な証明力を有した時効中断の手続きを効果的に行うことなどが必要であり、時効の経過状況等が把握できるよう効率的・効果的な債権管理について検討されたい。	生活保護の実施にあたっては、生活保護運営の基本方針及び事業計画に基づき適正実施に努めているところではありますが、いったん不正不当受給等の事例が発生しますと債務者の資力が乏しく徴収が困難になるケースが多々あります。 このため新規ケースについては、開始時に受給要件の調査を徹底するとともに、継続ケースについては訪問調査等による生活状況の的確な把握に努め、「保護のしおり」等で届出義務の周知徹底を図って不正不当受給の未然防止と早期発見に努めています。また、保護受給中の債務者に対して、分割納付により納付の履行、扶助費を現金で支給してその場で回収を行う等、時効にかからぬよう徴収努力をし、今後も適切な債権管理に努めてまいります。	
(2)庄原市やまびこネット事業補助金交付事務について	地域住民の日常生活におけるちょっとした困りごとに対し、近隣住民が有償ボランティアとして活動する庄原市社会福祉協議会実施の事業に対する補助金である。継続的な補助金であるため、補助目的等を明確にした補助金交付要綱の制定について検討されたい。	相手方を庄原市社会福祉協議会に特定した補助金であり、庄原市補助金交付規則での対応が適当と判断しています。	

<p>(3)庄原市障害者福祉事業所送迎助成事務について</p>	<p>実績報告書及び収支決算書に誤りが見られた。書類を受領された際に数字等の確認をされ、指導されたい。また、補助金の明確性・透明性保持のため、助成金交付額の算定根拠の明文化について検討されたい。</p>	<p>実績報告書等、書類受領時の確認等を徹底し、適正な実施に努めます。</p> <p>助成金交付額の算定根拠の明文化として指摘された短期入所時の送迎については、平成24年度より対象外としたため、以後該当がありません。</p>	
<p>(4)庄原市じん臓障害者通院助成事務について</p>	<p>タクシー乗車券の交付に際し、要綱と実態で整合しない点が見受けられた。明確性・透明性保持のため、要綱と実態の確認について検討されたい。</p>	<p>適正な実施に努めます。</p> <p>病院証明の様式に透析開始月日が必要との指摘事項については、様式を改正し、対応しております。</p>	

平成23年度監査結果報告（平成23年度定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

高齢者福祉課

項目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
<p>(1) 敬老会事業補助金交付事務について</p>	<p>次年度繰越金の扱いについて、起案文書で理由を付して整理されているが、その解消に向けて、引き続き努力されたい。</p>	<p>次年度繰越金が解消されるよう、引き続き補助事業者を指導します。</p>	<p>庄原市敬老会事業補助金交付要綱 (平成17年告示第198号)</p>
<p>(2) デイホーム事業補助金交付事務について</p>	<p>ア 実績報告が提出期間を過ぎて提出されたものが見受けられたため期限内に提出するよう補助事業者を指導されたい。 イ 次年度繰越金の扱いについて、その解消に向けて補助事業者を指導されたい。 ウ 庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱第8条第2項について、この規定によると年度内に精算が完了しない恐れがあるので、要綱の一部改正を検討されたい。</p>	<p>ア 庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱（平成22年告示第7号）に基づき適正な執行に努めます。 イ 次年度繰越金が解消されるよう、引き続き補助事業者を指導します。 ウ 庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱（平成22年告示第7号）は庄原市補助金交付規則（平成17年規則第46号）に基づいており、規則と要綱で定められた手続きが矛盾しないよう検討する。</p>	<p>庄原市補助金交付規則 (平成17年規則第46号) 庄原市地域デイホーム活動支援事業補助金交付要綱 (平成22年告示第7号)</p>



平成23年度監査結果報告（定期監査）の指摘及び検討事項に対する取組方針等について

口和支所市民生活室

項 目	指摘及び検討事項	取組方針等	根拠規定等
口和保健センター・口和老人福祉センター指定管理事務	<p>基本協定に基づく事業計画書が提出されていなかったこともあり、指定管理事業が事業計画に基づき適正に実施されているか事業報告書により確認することができなかった。事業計画書の計画項目と一致した事業報告書を作成するよう指定管理者を指導し、事業報告書により適正な指定管理業務が行われているか検証されたい。</p> <p>また、基本協定21条に基づき、指定管理施設の管理の適正を期するためにも、業務と経理の状況の現地確認に努められたい。</p>	<p>平成24年度から基本協定に基づく事業計画書の提出及び、事業計画書の計画項目と一致した事業報告書を作成するよう指定管理者を指導する。</p> <p>また、事業報告書により適正な指定管理業務が行われているか検証するとともに、業務と経理の状況の実地確認を行う。</p>	<p>庄原市公の施設における指定管理者の指定手続き等に関する条例</p>